

# 議案

## 議案

### 令和3年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和4年度を償還期限とする財政融資資金の短期貸付けを行う必要が生じたため、令和3年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

#### 記

##### 1. 貸付先及び貸付予定額

- (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計 60,667億円
- (2) 年金特別会計 14,410億円

##### 2. 貸付条件

- (1) 貸付利率 国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率
- (2) 償還期限
  - ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計 1か月以内
  - ・ 年金特別会計 1か月以内
- (3) 違約金 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。

# 議案說明資料

# I. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

## 1. 経緯

### (1) 借入金の発生(昭和39年～)

交付税特会は、地方公共団体に対して、国税の一定割合等を財源として地方交付税及び地方譲与税を配分。財源が不足する場合、借入金により補てん。

### (2) 借入金の増加(平成4年～)

バブル崩壊以降、税収の落ち込み等を背景にした地方財源不足から、借入金が増加。

＜平成18年度末借入金残高＞ 52兆2,821億円

うち国負担分 : 財融 18兆6,648億円

地方負担分 : 財融 11兆3,348億円

民間 22兆2,824億円

## 2. 現状

平成22年度末の借入金残高33兆6,173億円について償還計画に基づき償還。

＜償還実績＞

(単位：億円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
年間償還額	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,050	2,500	8,500	35,050

※ 償還額は、全額財政融資資金の返済に充当。令和元年度以降は、一部を財政融資資金から民間資金に借り換え。

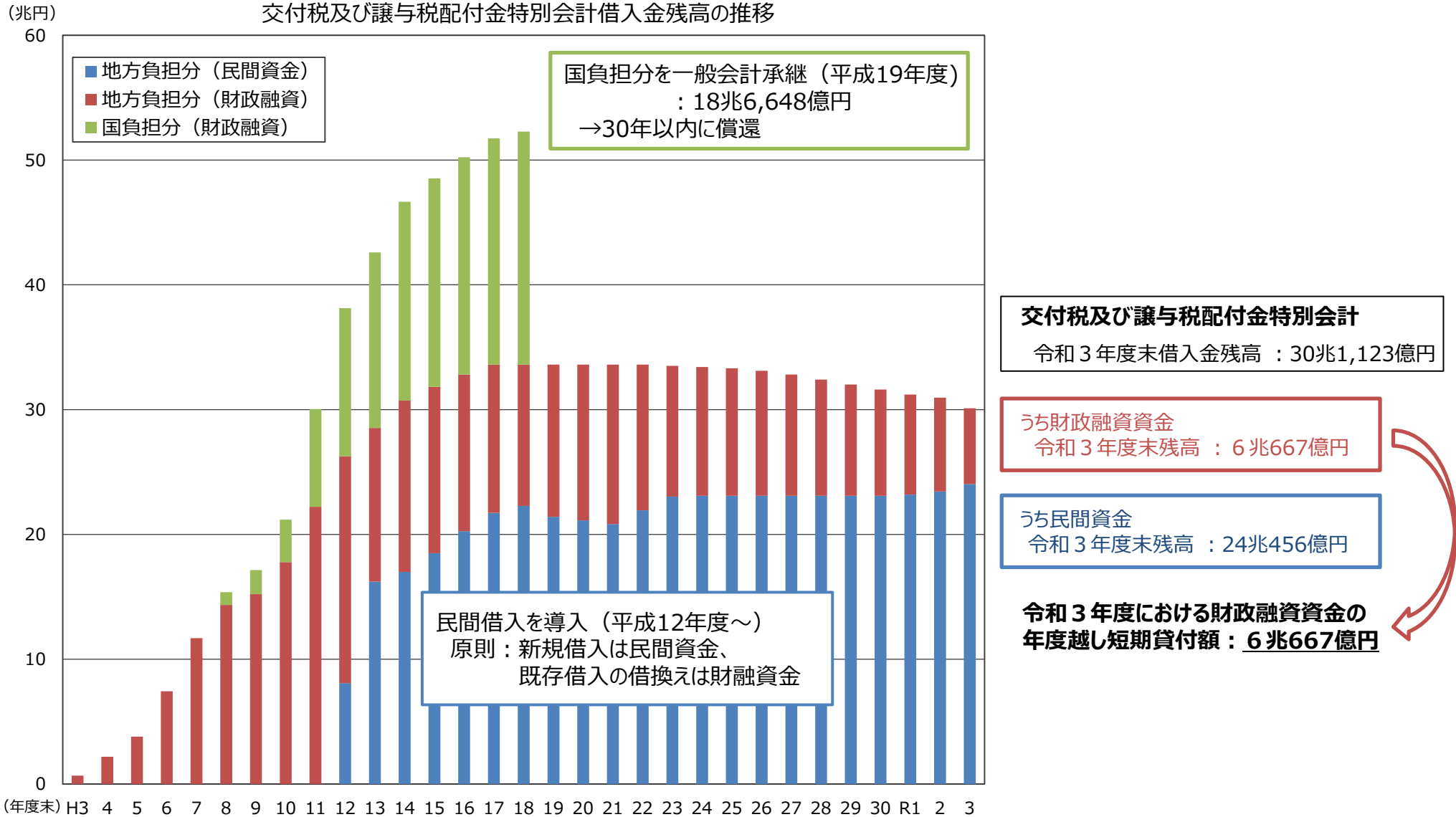
＜今後の償還計画＞

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～R35 (25年間)	R36	合計
年間償還額	5,000	5,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	6,123	301,123

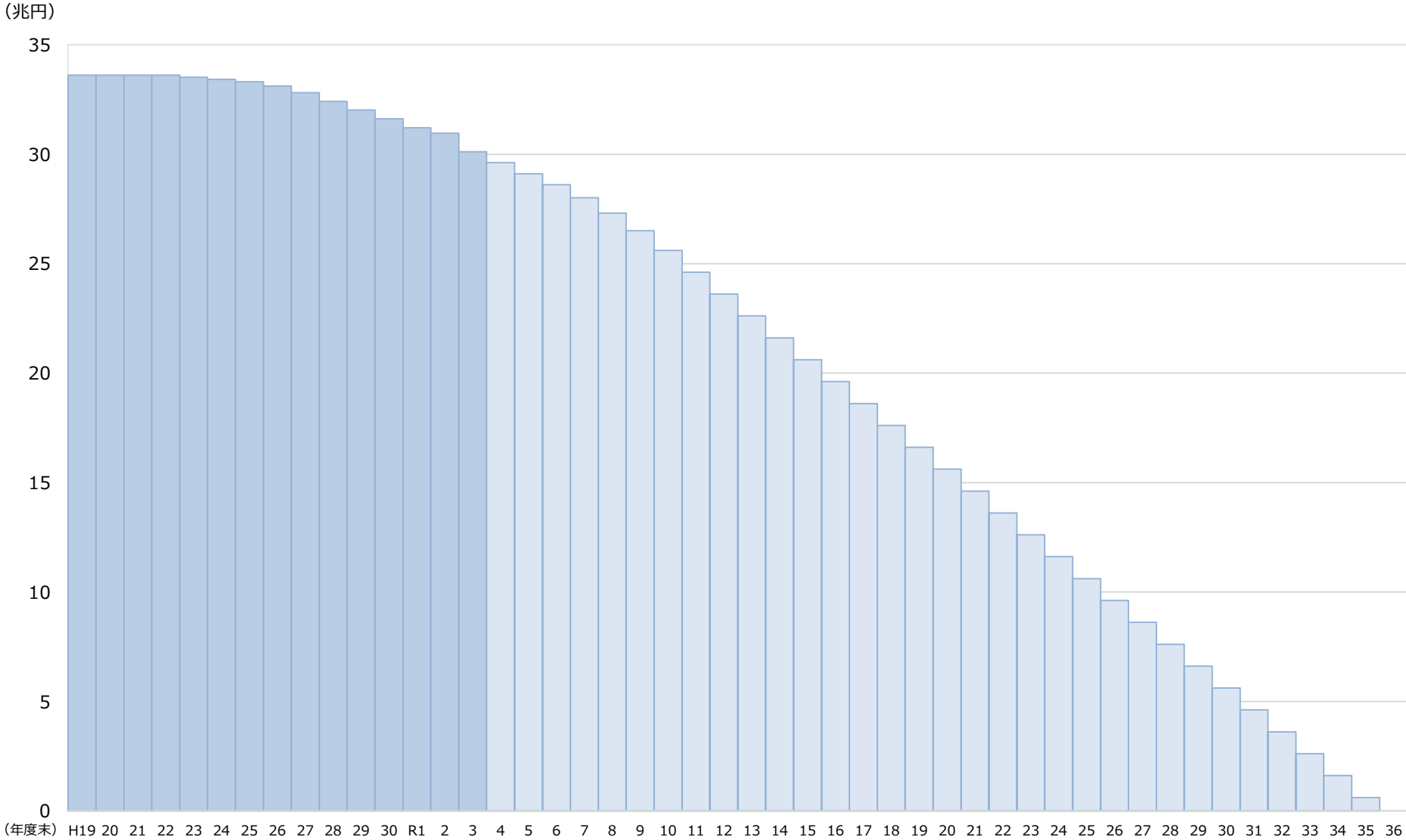
※ 現在、国会において、地方交付税法等の一部を改正する法律案を審議中。

# I. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

## 3. 推移



# (参考) 償還計画に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計借入金残高の推移



※ 現在、国会において、地方交付税法等の一部を改正する法律案を審議中。

## 特別会計に関する法律(抄)

(平成19年3月31日法律第23号)  
(最終改正:令和3年12月24日法律第88号)

附 則(平成19年3月31日法律第23号)抄  
(交付税特別会計における借入金の特例)

第4条 交付税特別会計において、令和3年度から令和36年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、令和3年度にあっては30兆1,122億9,540万8千円・・・(中略)・・・を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

## Ⅱ.年金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

### 1. 経緯

#### (1) 昭和48年度末累積債務の棚上げ分

昭和48年の健康保険法等の一部改正において、保険給付の改善等が行われた際に、昭和48年度末までに累積した債務については、厚生保険特別会計健康勘定に計上しつつ、保険料で償還せずに一般会計からの繰入れで償還するものとする棚上げ措置を講じた。

※ 診療報酬の引上げ等により保険給付が増加する中、国会情勢により保険料の引き上げが難航し、債務が増加。

＜昭和48年度末債務残高＞ 3,033億円 ※全額資金運用部資金借入金

#### (2) 昭和59年度末日雇労働者健康保険事業累積債務の棚上げ分

昭和59年の健康保険法等の一部改正において、日雇労働者健康保険が廃止され政府管掌健康保険に統合された際に、昭和59年度末までに累積した日雇労働者健康保険事業の債務については、昭和48年度末累積債務と同様に棚上げ措置を講じた。

※ 被保険者に低所得者が多いことなどに伴い財政が悪化していた。

＜昭和59年度末債務残高＞ 7,848億円 ※全額資金運用部資金借入金

### 2. 現状

上記の累積債務については、全額一般会計からの繰入により償還することとされているが、一般会計の厳しい財政事情から未だ償還されていない状況であり、財政融資資金からの短期借入金により、これを賄っている。

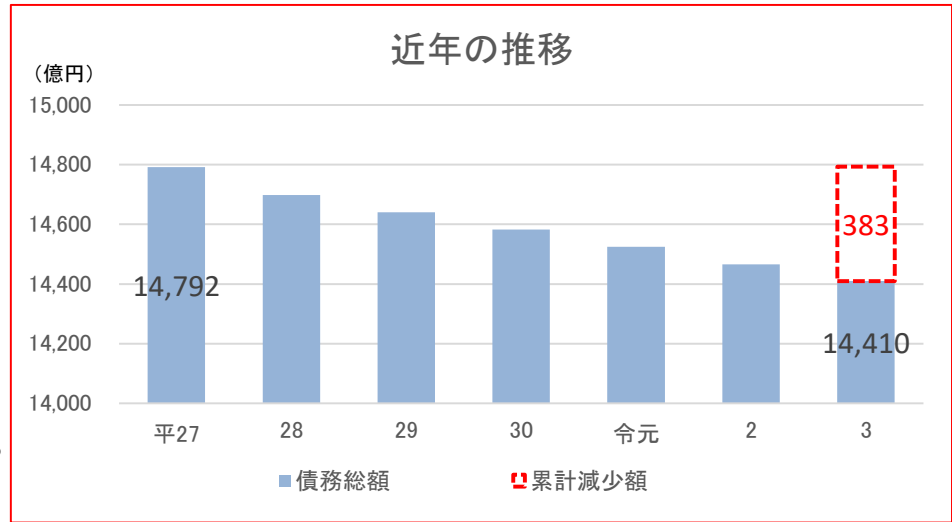
＜令和3年度末債務残高＞ 14,410億円 ※全額財政融資資金借入金



## Ⅱ. 年金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

### 3. 推移

- 平成4年度以降は、発生利子相当額の全額が一般会計から繰り入れられたため、残高は1兆4,792億円（平成3年度末）のままで推移。
- 平成28年度以降は、年金特別会計の借入金諸費の一部（利払費の不用額）を元本償還に充てており、債務残高は逡減傾向。



(億円)

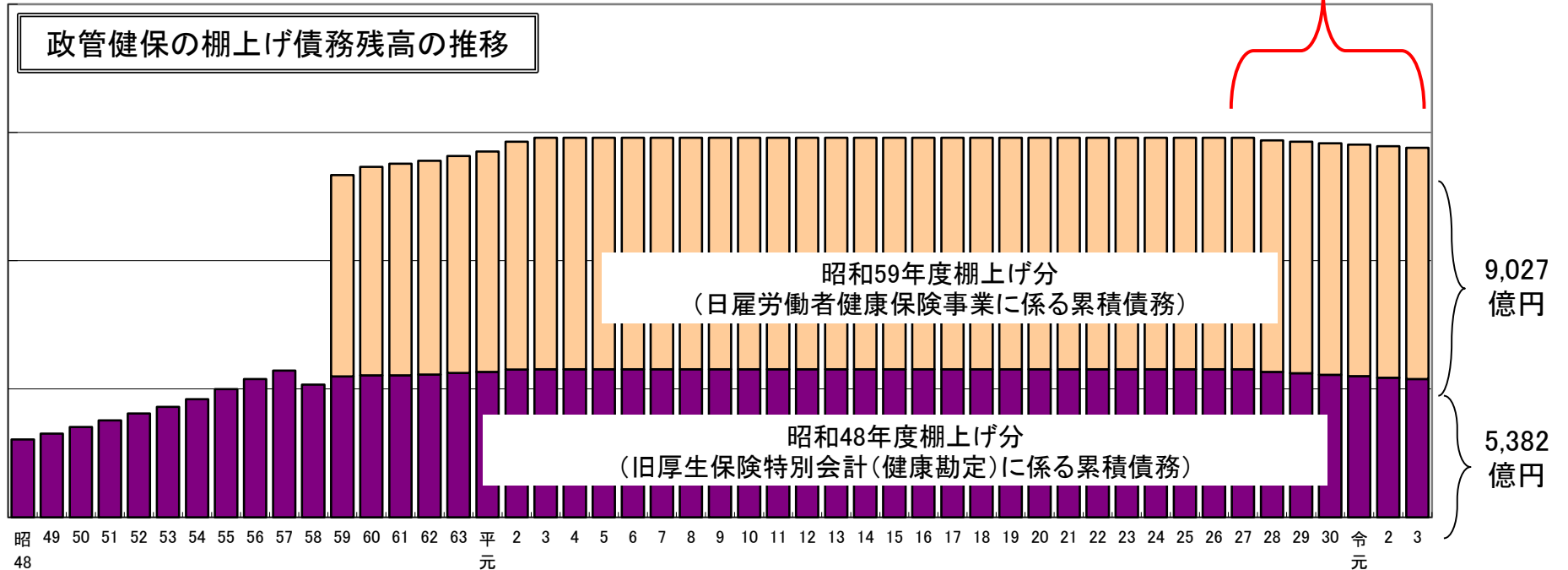
20,000

15,000

10,000

5,000

0



## 特別会計に関する法律(抄)

(平成19年3月31日法律第23号)  
(最終改正：令和3年12月24日法律第88号)

附 則 (平成19年3月31日法律第23号) 抄

(健康勘定における借入金の特例)

第30条 当分の間、第13条の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定・・・(中略)・・・の昭和48年度の末日における借入金、健康保険法等の一部を改正する法律・・・(中略)・・・に基づく厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和59年度の末日における借入金及び旧健康勘定において生ずる昭和59年改正法附則第18条の規定による廃止前の日雇労働者健康保険法・・・(中略)・・・に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金をすることができる。

(一般会計から健康勘定への繰入れの特例)

第31条 当分の間、第6条の規定にかかわらず、昭和48年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。

# 參考資料

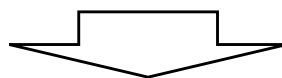
# 令和3年度補正予算に係る財政措置等

- 令和3年度補正予算に伴う対応として、交付税特別会計借入金について、令和2年度及び令和3年度当初予算において償還を繰り延べることにしていた8,500億円の償還を行うこととした。

## ◆ 補正予算において増額された地方交付税

- ・ 令和2年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額：2.0兆円
- ・ 令和3年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額：2.3兆円

計 4.3兆円



## ◆ 補正予算における措置の内容

- ・ 地方公共団体に対する地方交付税の増額交付：2.0兆円
  - うち 臨時経済対策費：0.5兆円
  - うち 臨時財政対策債償還基金費：1.5兆円
- ・ **交付税特別会計借入金の償還：0.85兆円**
  - うち 令和2年度繰り延べ額：0.25兆円
  - うち 令和3年度当初予算繰り延べ額：0.6兆円
- ・ 「地域デジタル社会推進費」の財源として措置：0.2兆円  
(地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用取りやめ)
- ・ 令和4年度分の地方交付税財源（翌年度への繰越金）：1.3兆円

計 4.3兆円

# (参考資料) 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第88号)

総務省  
令和3年12月

令和3年度の国の補正予算により増額された同年度分の地方交付税(4.3兆円)について、2.0兆円を同年度に交付した上で、**交付税特別会計借入金**の償還(0.85兆円)及び公庫債権金利変動準備金の活用の取りやめ(0.2兆円)を行い、1.3兆円を令和4年度分として交付すべき地方交付税に加算する。

### 【具体的な内容】

- 国の補正予算による地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、令和3年度に限り、「臨時経済対策費」の創設を行う。
- 令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源を措置するため、令和3年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」の創設等を行う。
- 交付税特別会計借入金について、令和3年度の地方交付税総額を確保するために償還を繰り延べた額(0.85兆円)と同額を償還する。**
- 令和3年度の「地域デジタル社会推進費」の財源として予定していた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金(0.2兆円)について、後年度に活用するため、今年度の活用を取りやめる。
- 令和4年度分の地方交付税の総額に1.3兆円を加算する。

【施行期日】 令和3年12月24日

(出典) 総務省「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」概要

## 一 令和3年度地方交付税総額算定基礎

(単位:億円、%)

区 分	令和3年度				令和2年度				増減額		増減率	
	当初予算額	補正額	補正後		当初予算額	補正額	補正後		A-D	C-F	G/D	H/F
	A	B	A+B	C	D	E	D+E	F	G	H	(%)	(%)
国	所得税(ア)	186,670	13,800	200,270	195,290	-10,330	184,960	-8,620	15,310	-4.4%	8.3%	
	法人税(イ)	89,970	38,900	128,970	120,650	-40,240	80,410	-30,680	48,460	-25.4%	60.3%	
	酒税(ウ)	11,760	-	11,760	12,650	-1,220	11,430	-890	330	-7.0%	2.9%	
	消費税(エ)	202,840	8,240	211,080	217,190	-24,480	192,730	-14,350	18,350	-6.6%	9.5%	
	(ア)×33.1%	61,788	4,502	66,289	64,641	-3,419	61,222	-2,853	5,068	-4.4%	8.3%	
一	(イ)×39.1%	29,780	12,876	42,656	39,935	-13,319	26,616	-10,155	16,040	-25.4%	60.3%	
	(ウ)×50%	5,880	-	5,880	6,325	-610	5,715	-445	165	-7.0%	2.9%	
	(エ)×19.5%	39,554	1,607	41,161	42,352	-4,770	37,582	-2,798	3,578	-6.6%	9.5%	
	小計	137,002	18,984	155,986	153,253	-22,118	131,135	-16,252	24,851	-10.6%	19.0%	
	令和2年度国税4税決算精算分	-	16,132	16,132	-	-	-	-	16,132	-	皆増	
会	平成20、21、28、令和元年度補正予算精算分	-3,004	-	-3,004	-2,355	-	-2,355	-650	-650	27.6%	27.6%	
	小計(法定率分等)	133,997	35,117	169,114	150,898	-22,118	128,780	-16,901	40,334	-11.2%	31.3%	
	既往法定加算等	4,746	-	4,746	5,187	-	5,187	-441	-441	-8.5%	-8.5%	
	臨時財政対策特別枠	17,169	-	17,169	-	8,651	8,651	17,169	8,518	皆増	98.5%	
	臨時財政対策債償還加算額	-	-	-	-	17,688	17,688	-	-17,688	-	皆減	
計	計(一般会計繰入れ)	155,912	35,117	191,029	156,085	4,221	160,306	-173	30,722	-0.1%	19.2%	
	地方法人税法定率分	13,232	3,905	17,037	14,564	-4,221	10,343	-1,332	6,694	-9.1%	64.7%	
	令和2年度決算精算分	-	3,840	3,840	-	-	-	-	3,840	-	皆増	
	返還金	1	-	1	4	-	4	-3	-3	-86.0%	-86.0%	
	特別会計借入金償還額	-	-8,500	-8,500	-5,000	2,500	-2,500	5,000	-6,000	皆減	240.0%	
特別会計	特別会計借入金利息充当分	-760	-	-760	-771	-	-771	11	11	-1.4%	-1.4%	
	特別会計剰余金の活用	1,500	-	1,500	1,000	-	1,000	500	500	50.0%	50.0%	
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000	-2,000	-	-	-	-	2,000	-	皆増	-	
	前年度からの繰越金	2,500	-	2,500	-	-	-	2,500	2,500	皆増	皆増	
	翌年度への繰越金	-	-12,561	-12,561	-	-2,500	-2,500	-	-10,061	-	402.4%	
地方交付税	計	174,385	19,700	194,085	165,882	-	165,882	8,503	28,203	5.1%	17.0%	
	合計	174,385	19,700	194,085	165,882	-	165,882	8,503	28,203	5.1%	17.0%	
	普通交付税	163,921	19,418	183,339	155,926	-	155,926	7,996	27,414	5.1%	17.6%	
	特別交付税	10,464	282	10,746	9,957	-	9,957	507	789	5.1%	7.9%	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げの合計が一致しない箇所がある。

(出典) 総務省「第207回国会地方交付税関係参考資料(令和3年度再算定分)」

